

## 平成26年度 新潟県の入札・契約制度に対する意見・要望

品確法、建設業、入契法の改正が5月末に成立し、基本理念として「将来にわたる公共工事の品質確保とその長期的な担い手の育成・確保、ダンピング防止等」を実現するため、発注者の責務を明確にし、事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正すると規定しています。また、担い手の中長期的な育成・確保のために適正な利潤が確保できるよう予定価格の適正な設定を発注者の責務としています。

については、新潟県において、最新単価や実態を反映した予定価格の設定（特に材工込の市場単価の補正、調査会等が公表している単価の補正、実態に即した仮設工での積算等）、スライド条項の柔軟な対応、及び市町村の歩切りの根絶やダンピング受注の根絶等を積極的に対応していただくようお願いします。

また、日頃、より良い品質の社会資本の供給に務めると共に、地域貢献や除雪・災害対応にも努力している技術と経営に優れた当協会員が適切に評価され、「技術と経営に優れた企業」が体力を落すことなく、地域で生き残れるよう発注施策の改善に取り組んでいただきますようお願いします。

## 1 入札制度全般について

## (1) 発注の平準化について

県発注の工事は、降雪という気象条件の影響で工事量の季節変動が大きく、施工できる時期に制約があります。また、技術者・技能労働者及び資機材を効率的に運用するためにも経営上重要な課題であります。特に春先の工事量が少ないので、次の事柄について検討していただき、発注の平準化をより一層取り組んでいただきますようお願いします。

- ① ゼロ国債の活用。
- ② 補助事業に代わって交付金事業となったため、ゼロ国が以前に比べて大きく減少しています。ゼロ県債だけでは平準化が困難なため、交付金事業でもゼロ国債と同様に執行できるよう、国に改善要望していただきたい。
- ③ 繰越制度の活用。
- ④ 会計年度の見直しを国に要望していただきたい。

## (2) 特定企業体について

土木部では WTO 以外の大規模・高額工事（4億円以上や議会承認）の発注において、企業体結成時の JV の親は県内業者がなれる公募要件になっております。一方、病院局では適用されておられません。

については、WTO 以外の JV 発注工事は、土木部と同様に県内業者が親になれるよう新潟県が発注する全ての工事に適用することをお願いします。

(3) くじ引き対策について

くじ引き対策として、平成 23 年 11 月から見積の単価・歩掛及び特別単価調査の単価が非公表となっていました。平成 26 年 4 月から特別単価調査の単価が公表されるとともに、総合評価方式で技術者実績確認型を試行することとされました。

については、くじ引き対策が新たな展開になったことから、次のことについて検討をお願いします。

- ① 見積の単価及び歩掛を設計図書に公表していただきたい。単価の公表が無理であれば、せめて歩掛を公表していただきたい。
- ② 見積を行う場合は、施工実績のある企業から見積徴収を行っていただきたい。

(4) 現場代理人の常駐義務の緩和措置について

現場代理人の常駐義務の緩和期間が平成 27 年 3 月 31 日まで延長されましたが、今後は恒久的な制度としていただくようお願いします。

(5) 監理技術者の専任義務の緩和等について

主任技術者及び監理技術者は、完了届を提出すると同時にコリンズの登録から外すことが出来るようにしていただきたい。なお、検査後に情報に変更となる場合は登録内容の変更で対応できるようにお願いします。

また、現場代理人や主任技術者の配置が緩和されているところですが、監理技術者においても、請負額に左右されることなく隣接する工区または関連工事に限定し、兼務出来るよう国に働きかけていただきたい。

併せて、監理技術者を配置しなければならない金額は 3 千万円(建築 4.5 千万円)ですが、消費税が導入され実施金額が下がっていますので、建築工事も含めて 7 千万円以上に増額していただくよう国に要望していただきたい。

(6) 支障物件等の事前処理について

工事の発注にあたっては、次の事項を処理した後に、発注することを基本としていただきたい。

- ① 支障物件の処理
- ② 用地の確保
- ③ 他管理者との協議完了
- ④ 地元説明、地元了解
- ⑤ 他工事と調整

なお、処理前にやむを得ず発注しなければならない場合は、経費補填、技術者の活用面に配慮していただくようお願いします。

(7) 新規工種の落札率適用について

県は、当初契約になかった新規工種であっても変更契約で落札率を乗じていますが、国交省では新規工種には落札率を適用していません。新規工種が追加された場合、落札率を適用されると、実際に掛った費用よりも支払われる金額が下回り赤字になった場合があります。新規工種を変更で契約する場合は、落札率を適用しないように改善をお願いいたします。

(8) 入札期間の確保について

専門工事業者に見積りを依頼することが必要な入札案件では、公告（指名）から入札までの期間を短縮することなく、規定の日数を確保していただきたい。

2 総合評価方式について

(1) 総合評価方式の拡大について

技術力と経営に優れた当協会員が健全に存続するために、透明性が確保され、地域貢献企業や地域精通企業として適正に評価される総合評価方式を増やしていただくようお願いいたします。

(2) 主たる営業所及び従たる営業所の取扱いについて

『H26 総合評価方式試行の手引（案）』によると「旧市町村等管内の細分化は、中心部有利、周辺部不利等となるので行わない。」、また、「従たる営業所においても10年間継続すれば、3年間継続した主たる営業所と同評価」と記載されていますが、実態は、管内の細分化が行われ、地域により主たる営業所のみ最高評価とし、従たる営業所の評価は10年間継続していても次点評価とする案件（地域振興局）が混在しています。

営業所の設置は、経費や雇用面等からも相当に地域貢献していることから、主たる営業所・従たる営業所の地域要件、継続期間について手引きに記載されているとおり、徹底していただくようお願いいたします。

3 地域保全型工事について

地元企業は、地域の経済、安全・安心や保全等に貢献するため、雇用（除雪オペレータを含む）の確保にも努めています。

については、今後も地元企業が地域活性化に貢献できるよう、地域保全型工事の積極的な活用をお願いします。

また、今後は、インフラの老朽化対策のための維持・更新工事が増えることが想定されますので、その発注にあたっては地域保全型工事を活用し発注されるようお願いいたします。

4 労務単価及び現場管理費、一般管理費について

建設業は、入職希望者が少なく、今後、地域の安全・安心や災害・道路除雪等に対応する人材不足が懸念されています。

については、建設業界が今後とも地域の安全・安心に貢献できるよう、若年入職者を確保する必要がありますので、製造業に比べて安価な設計労務単価を更に改善していただくよう国に要望をお願いします。

また、技能労働者の単価は改善されていますが、利益が些少であるため技術者の給与等の処遇改善まで至っていませんので現場管理費の見直しと、併せて、若年入職者を雇用・育成していただくための経費が必要でありますので、一般管理費を見直していただくよう国に要望をお願いします。